

(様式 1)

記載例

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

加入義務があるにも関わらず、各保険に未加入の場合は申請できません。

令和〇年〇月〇日

大分市長 足立 信也 殿

(申請者) 商号又は名称

△△建設株式会社

押印不要

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数 () 人	役員又は個人事業主 を含める全ての人数 を記載する。 () 内には役員又は個人 事業主の人数を記載する。 (該当者がいない場合は 「0」を記載する。)	保険加入の有無		事業所整理記号等	
			厚生年金保険	雇用保険		
本店	20 5 () 人	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇-〇〇〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
委任先 支店	10 0 () 人	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
〇〇支店 外10支店	65 5 () 人	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
営業所一覧表に記載し た順に記載する。 支店が多数ある場合は、 本店、委任先支店以外 の全支店を一括して記 載する。	() 人	() 人	() 人	() 人	健康保険	事業所整理記号及び 事業所番号等を記載 する。
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	95 10 () 人	合計の人数を記載する。	() 人	() 人	健康保険	() 人
					厚生年金保険	
					雇用保険	

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、本店及び営業所の名称を記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。() 内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。